

包括的性教育の必要性と可能性

— 人権的アプローチ、学習者中心アプローチ、共同アプローチの教育

田代美江子

たしろ みえこ
埼玉大学教育学部教授/埼玉大学副学長
(ダイバーシティ推進担当)
社団法人「人間と性」教育研究協議会代表幹事
専門分野はジェンダー教育学
主な研究テーマは、近代日本における性教育の歴史と
包括的性教育実践研究

はじめに

日本でも、近年になって「包括的性教育」という用語が使われる領域は広がっているように見える。しかしその実践は、日本の子ども・若者たちに保障されるまでには至っていない。それは、敗戦後日本の教育政策、その中で、一貫して「性教育」が意図的に忌避されてきたという、日本の教育の本質的かつ深刻な問題に起因して

いる。

その歴史を紐解く紙幅はないが、結論から言えば、文部省・文科省は「性教育」という用語の使用にきわめて消極的な姿勢をとり続け、現在にいたっても、学校教育において「性教育」を明確に位置づけようとしな。そればかりか、性教育実践が抑制され、教育への政治的介入といった形で何度も攻撃されるという深刻な「性の権利」の侵害状況が近年にいたっても存在している。それはまさに、「権利としての教育」を侵害するものである。

「性の権利」としての包括的性教育

包括的性教育が全ての人々に保障されることは、普遍的な人権を基盤とする「性の権利」として位置づけられている。

性と生殖に関わる健康が人権課題と明確に認識されるようになったのは、一九九四年、カイロで開催された国際人口開発会議であるといわれている。そこで採択された「カイロ行動計画」に反映されたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ (RHR) という概念は、翌年、北京で開催された世界女性会議で採択された「行動綱領」においても、ジェンダー平等の実現という課題と結びつき位置づけられている。この間のRHRをめぐる議論の中で、すでに「性の権利」(セクシュアル・ライツ) という概念が提起されており、RHRには、セクシュアル・ヘルス/ライツ (SHR) も含意されているということから、日本では、RHRが「性と生殖に関する健康と権利」と訳されてきた。

その後、一九九九年、香港で開催された第一四回世界性教育科学学会 (WAS、当時) において、「性の権利宣

言」が採択されて以降、「性の権利」は様々な機会に再確認され、具体的な取り組みが推進されている。その中で、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) という言葉も定着していく。

「性の権利宣言」には、「性(セクシュアリテイ)に関する人権」の一つとして、「人は誰も、教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する」ことが掲げられている。さらに、包括的性教育がSRHRの実現において重要な役割を担うことは、国際的にもすでに共通認識となっている。

包括的性教育が目指すこと

「性の権利」としての包括的性教育の推進を図るために出されたのが『国際セクシュアリテイ教育ガイダンス』(以下「ガイダンス」)である。これは、ユネスコ (UNESCO) が中心となり、国連合同エイズ計画 (UNAIDS)、国連人口基金 (UNFPA)、ユニセフ (UNICEF)、世界保健機関 (WHO) との共同で、性教育に関する国際的な語研究と専門家の意見を基盤に開発されたものである。以下では、「ガイダンス」に基づき